

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	8
第 2 議案第 80号 利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数に関する条例	8
第 3 議案第 81号 利府町漁港管理条例	9
第 4 議案第 82号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	9
第 5 議案第 83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	10
第 6 議案第 84号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例	10
第 7 議案第 85号 利府町都市公園条例の一部を改正する条例	14
第 8 議案第 86号 利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例	15
第 9 議案第 87号 平成28年度利府町一般会計補正予算	15
第10 議案第 88号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	24
第11 議案第 89号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算	25
第12 議案第 90号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算	26
第13 議案第 91号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算	27
第14 議案第 92号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算	29
第15 議案第 93号 工事請負変更契約の締結について	29
第16 議案第 94号 工事請負変更契約の締結について	30

平成28年12月定例会会議録（12月9日金曜日分）

第17	議案第 95号	工事請負変更契約の締結について	30
第18	議案第 96号	財産の取得について	31
第19	議案第 97号	指定管理者の指定について	31
第20	議案第 98号	指定管理者の指定について	32
第21	議案第 99号	利府町教育委員会委員の任命について	33
第22	議案第100号	人権擁護委員候補者の推薦について	34
第23	発議第 2号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	35
第24	請願第 1号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を 求める意見書の提出を求める請願書	36
第25	発議第3号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書	41
第26	総務財務・産業建設・教育民生常任委員会	の所管事務調査報告の件	45
第27	議員定数及び議員報酬等調査特別委員会	の中間報告の件	50
第28	委員会の閉会中の継続調査の件		52

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成28年12月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁	君
政策課長	小幡純一	君
政策課政策班長	鎌田功紀	君
政策課文化複合施設推進班長	千田耕也	君
政策課地域協働班長	星浩幸	君
財務課長	高橋三喜夫	君
財務課財政経営班長	鈴木真由美	君
財務課管財契約班長	郷右近啓一	君
税務課長	高橋徳光	君

平成28年12月定例会会議録（12月9日金曜日分）

税務課町民税班長	堀 越 伸 二 君
税務課固定資産税班長	太 田 健 二 君
収 納 対 策 室 長	櫻 井 浩 明 君
収 納 対 策 室	
収 納 整 理 班 長	福 島 俊 君
町 民 課 長	庄 司 幾 子 君
町民課保険年金班長	折 笠 ゆき江 君
町民課戸籍住民班長	伊 藤 香 君
生 活 安 全 課 長	村 田 政 文 君
生 活 安 全 課	
防 災 安 全 班 長	郷 家 洋 悦 君
生 活 安 全 課	
環 境 生 活 班 長	鈴 木 啓 義 君
保 健 福 祉 課 長	菅 井 百 合 子 君
保 健 福 祉 課	
健 康 づ くり 班 長	伊 藤 文 子 君
保 健 福 祉 課	
福 祉 班 長	谷 津 匡 昭 君
保 健 福 祉 課	
長 寿 介 護 班 長	嶋 正 美 君
子 ども 支 援 課 長	櫻 井 や え 子 君
子 ども 支 援 課	
子 ども 未 来 班 長	鎌 田 輝 久 君
子 ども 支 援 課	
子 ども 支 援 班 長	鈴 木 久 仁 子 君
都 市 整 備 課 長	櫻 井 昭 彦 君
都 市 整 備 課	
都 市 整 備 班 長	上 野 昭 博 君
都 市 整 備 課	
施 設 管 理 班 長	庄 司 英 夫 君
産 業 振 興 課 長	
兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 智 君
産 業 振 興 課	
農 林 水 産 班 長	鈴 木 喜 宏 君
上 下 水 道 課 長	大 友 政 一 君
上 下 水 道 課	
工 務 班 長	名 取 仁 志 君
上 下 水 道 課	

平成28年12月定例会会議録（12月9日金曜日分）

経営班長	鈴木義光君
震災復興推進室長	阿部義弘君
震災復興推進室 事業推進第一班長	近江信治君
震災復興推進室 事業推進第二班長	鈴木喜勝君
会計管理者兼会計室長	阿部智子君
教育長	本明陽一君
教育次長	松尾隆治君
教育総務課長	菅野勇君
教育総務課 総務給食班長	佐々木辰己君
教育総務課 学校教育班長	高橋活博君
教育総務課参事兼 学校給食センター所長	高橋信君
生涯学習課長兼 図書振興班長兼図書館長	庄子敦君
生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	鎌田光伸君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	佐藤浩幸君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木則昭君
主幹	櫻井涉君
主任主査	利玲子君

議事日程（第3日）

平成28年12月9日（金曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第80号 利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する

条例

- 第 3 議案第81号 利府町漁港管理条例
- 第 4 議案第82号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第84号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第85号 利府町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第86号 利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第87号 平成28年度利府町一般会計補正予算
- 第10 議案第88号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第11 議案第89号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第90号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第13 議案第91号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第14 議案第92号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第93号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第94号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第95号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第96号 財産の取得について
- 第19 議案第97号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第98号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第99号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第22 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 発議第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
- 第24 請願第 1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書
- 第25 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件
- 第26 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の中間報告の件

第27 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

追加日程第1 発議第3号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員**の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番小淵洋一郎君、5番安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第2 議案第80号 利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

○議長（櫻井正人君） **日程第2、議案第80号利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第80号利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第81号 利府町漁港管理条例

○議長（櫻井正人君） 日程第3、議案第81号利府町漁港管理条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第81号利府町漁港管理条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第82号 利府町町税条例等の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第4、議案第82号利府町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第82号利府町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、議案第83号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第83号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第84号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第6、議案第84号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 特別職のほうは理解できるんですけども、議会議員のボーナスを引き上げるといふ提案がございます。これにつきまして過去こうした議会に関する報酬にかかわる件につきましては事前に議会に相談があつて、議会も議運や全協を経て意思を確認することができたんですけども、今回なぜそうしたことがなく、町当局から給料等審議会にかけて行ったのか、政策的・政治的な判断だと思いますので、町長、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 吉田議員にお答えを申し上げます。

この議会議員の報酬につきましては、既に皆さん御承知のとおり宮城県内でも下から4番目に低い利府町の給与でございました。私も前々からかねてから大変心配しておりました。最近、松島でも松島で聞くと議員提案で5万、当局提案、どうなっているかわかりませんが、大幅な引き上げ。さらには、富谷でも市制施行に伴う大幅な引き上げ。それから、今、議員報酬特別委員会の空気も引き上げの空気だと聞いておりますので、引き下げるのであれば説明して引き下げをお願いしてよく説明するが、引き上げの場合は誰も反対しないだろうなと思って私勝手に議員報酬、特別職報酬給料表審議会に諮ってしまいました。それが悪いのであれば私からおわび申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） そこで、給料等審議会と町当局の判断なんですけれども、報酬が相対的に低いからボーナスのほうを高くして3.35カ月と総理大臣より高い比率にするということで、これが報酬審議会及び町当局の、報酬はそのままでもいいけれどもボーナスの引き上げでバランスをとろうと、これがいいだろうという理由での引き上げ案なのか、ちょっともう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 吉田議員からそういうもう何かひねくれたような質問、私にとってはです。そういう質問をされること自体が不愉快になります。私たちは、私も議員を経験していますから、少しでも世間並みに報酬あるいは手当を引き上げようという、その強い意思で、ですが、今たまたま議員報酬特別委員会が開会中でして、いろいろ議論されている、その結論が出るまでの間に少しでもアップしたいという考えでやっているわけでありまして。

ですから、早く議員報酬特別委員会が結論を出していただければこういう小手先の値上げと思われるような値上げはしたくありません。ですから、はっきり決まるまでの間に何としても少しでもプラスになるための値上げであるということで御理解いただかないと、何か私が政治的取引のために値上げしたと言われると本当に心外でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 小手先の値上げだということを思っているのかなと思うんですが、議会

で議論しているということを今答弁でもいただきましたけれども、議会で自主性を発揮して改めて適正な報酬のあり方を今議論していたという最中ですので、本来であれば議会に相談あってしかるべきだったのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 理由については先ほどから申し上げましているとおりでございまして、別に審議会の顔に泥を塗るような意図があったわけではないし、何とかいつ決まるかわかりませんので、その間だけでも少しでもプラスさせたいということでございます。そういったことを御理解いただかないと何か意図的に政治的意図だと、職員としては全くそういう政治的意図がありませんし、早く議会の報酬審議会の結論を待っていたわけでありましたが、今回も出てこないで親心で、私も議員各位に低いので申しわけないから少しでもプラスになるようにという親心でやっているところでもありますから、その辺を誤解されると我々も大変困ります。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今回の人事院勧告、一時金の勤勉手当と期末手当という2つのパターンで人事院勧告が一時金に出され、今回の勤勉手当の0.1月分の増額というふうに人事院勧告は出ていたと。ただ、前にも総務課長のほうに聞いたんですけれども、国でやっている部分の分が特別職ということで、その分で0.1月を増額するよというふうに、国のほうでやってきた部分が今回の報酬になっているんですけれども、一般的にやはり議員とか特別職というのは勤勉手当というのではないわけで、やはり期末手当の部分でやはり判断をすべきなんだろうというふうに私は思います。

ただ、国のほうが特別職の分も含めて勤勉手当の分を特別職も0.1月上げるよというふうになったということなんですけれども、そこがやはりこれからの今度人事院勧告で一時金の勤勉手当、期末手当分、その差が職員の部分と差が大きく出てくる分をどんなふう考えているのか、ちょっとそこだけお尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 6番 木村議員の御質問にお答えします。

特別職、議員さんも含めて、勤勉手当の概念はございません。それで、期末手当ということ人で人に準じてという表現にしていますけれども、根拠としているものは特別職の職員の給与に関する法律を一応参考にしております。国家公務員の特別職の改定状況を参酌しまして、今回国家公務員の特別職の改定につきましては一般職の指定職員に準じて0.1月分の期末手当を

上げることがありますので、それを参酌しまして今回の提案にしたということでございます。

それで、一般職員との差ということなんですが、先ほども町長も言いましたように、議員さんの報酬自体がもうかなり低いというところで、率だけの判断ではなくて総額で示せば全然職員を超えるようなことにはなっていないと判断したものでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。最初に反対討論。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 議案第84号の条例について反対いたします。

まず、過去、議会としてこのボーナス引き下げの勧告の際には従わず、引き上げの勧告には乗っかるという判断はお手盛りとの批判は免れないと考えております。また、ボーナスを0.1月分引き上げると3.35月分となりまして、宮城黒川郡でも一番高く、総理大臣より高い比率になるということで、その辺が説明がつけづらくなります。今回も見送りをしてようやく周辺自治体と並ぶということになると考えております。

また、先ほども申し上げましたが、現在特別委員会で報酬の適正なあり方について議論しているところでありますので、安易にこうした提案を取り上げるということは議会の自主性を損なう判断となりますので、今回の議案第84号に反対いたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。17番 羽川喜富君。

○17番（羽川喜富君） 議案第84号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について賛成する立場から討論させていただきます。

本案は、公務員や特別職公務員の給与には労働基本権の制約があり、その代償措置として適切な給与を確保する機能としての人事院勧告がなされ、総務省からは地方公務員の給与についても国家公務員の給与改定を基本とすべきとされていることから、本町においてもこれまで国に準じた改正がなされてきているところであります。

このようなことから、今回の本条例、議員及び特別職の期末手当の引き上げの根拠としてい

る人事院勧告や国の特別職の給与に関する法律の一部改正は最も合理的な方法で、かつ広く国民の理解と納得が得られやすいものと認識しております。

特に今回の議員の期末手当の引き上げについては、現在、議員定数報酬特別委員会において議員の定数及び報酬等の望ましいあり方について協議検討を行っている状況であります。提案理由の中でも触れられておりますが、先般開催された特別職給料等報酬審議会の場において各委員の皆様方から他の市町村と比較すると議員報酬が下回っている状況であることと御理解をいただき、今回の期末手当の引き上げは人事院の勧告に準じていること、また、他の自治体でも同様の引き上げを予定している状況を踏まえると妥当ではないかとのお話もあり、審議会の意見として適正である旨の答申をいただいていることを、さらには提案いただいた町長の思いを重く受けとめ、当事者の立場であります賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第84号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第85号 利府町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） **日程第7、議案第85号利府町都市公園条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第85号利府町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第86号 利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部  
を改正する条例

○議長（櫻井正人君） **日程第8、議案第86号利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第86号利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第87号 平成28年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第9、議案第87号平成28年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願い

いたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 高久時男君。

- 9番（高久時男君） それでは、12ページの地方債の補正です。地域総合整備資金貸付事業で2,000万円。森のさとということだったんですけれども、この貸し付けの理由です。どのような理由で先方が融資を求めているのか。

それと、これは恐らく一般の金融機関から借りて貸すという形になると思うんですけれども、その場合の利府町の借り入れの金利を教えてください。

- 議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。福祉班長。

- 保健福祉課福祉班長（谷津匡昭君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

今回対象となる建設事業は、よりよい環境での療育や発達支援を行うため、既存事業であります児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を放課後等デイサービス事業所であります発達支援ランドあのねの森へ移転併合し、利府支援学校の隣接地に整備するものです。また、これまで利府町にありませんでした共同生活援助、いわゆるグループホーム、また短期入所に係る施設整備が行われるということになっております。

これらのことから、新規雇用の創出のほか、各種サービスの連携、利用者の利便性の向上など、本町における障害福祉サービスの充実が図られるものと考えておりまして、今回対象とさせていただきます。

- 議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

- 財務課財政経営班長（鈴木真由美君） 9番 高久議員の御質問にお答えいたします。

2点目の借入金に関してですが、こちらに関しては金融機関から利率を提示していただきまして、利率競争という形で実施しておりますので、今現時点でどのくらいの利率かというのはちょっとお答えしかねます。

以上です。

- 議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。14番 遠藤紀子君。

- 14番（遠藤紀子君） 3点お伺いいたします。

1点目は29ページの保育所費、19節の負担金補助及び交付金の中の補助金です。小規模保育施設整備事業、これが応募がないということでありました。3,300万の予算をとっていたんですが、結局応募がなかったので今回は減額となったようなんですけれども、これは最初予算を立てたときにはある程度の見通しがあってこの予算を立てたと思いますが、その内容を教えてください。

い。

それから、36ページの公園管理費の中ですけれども、15節の工事請負費。公園内遊具の維持修繕の工事が割合額が大きくなっておりますけれども、この内容をお願いいたします。

それから、同じく遊具なんですけれども、38ページの学校施設費の中で15節の工事請負費の中で小学校の遊具補修工事が入っておりますけれども、この額をまず教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 14番 遠藤議員の御質問にお答えします。

小規模保育施設事業の募集についてですが、予算計上に当たりましては子ども・子育て支援事業計画に基づきまして保育のニーズ量ということで3歳未満児のニーズが高いということで、計画に基づきながら予算計上のほうをさせていただいております。事業者につきましてはある程度利府町のほうで小規模事業を実施したいというところで何件か相談がありましたので、当初整備の事業が見込みがあるかなということでの募集を行ったところですが、今回4件ほど相談がありました。ただし、整備する資格要件に該当しなかったりとか、基準等に該当しなかったりとか、また、大きくは利府町内で整備する場所がなかなか、ぜひともやりたいということがあったんですけれども、確保できないということで、今回断念したというところになっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

公園内遊具施設等の修繕工事でございますが、6月から9月までに行った遊具の調査により点検によって修繕が必要な判定を受けた遊具の修繕に要する費用でございます。当初予算が不足するため補正するものでございます。

利府町全体で66公園220基の遊具の点検を行ったうち、修繕、補修が必要なものが9公園の11遊具という判定でございました。内容的にはシーソー、スプリング遊具、ブランコ、複合遊具、ロープウェーなど不備があるということで修繕を行うものでございます。あわせて砂場の砂の入れかえも行う予定となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 14番 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

小学校の遊具の補修工事でございますけれども、こちらのほうは点検結果によりまして要改修となった小学校4校の主に鉄棒とかブランコとかの補修を行うものでございます。金額につきましては190万9,000円となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） それでは、1点目の小規模保育施設整備を再質問させていただきますが、国のほうで保育園の不足ということもありまして小規模保育ということも推奨しているようでございます。これには小規模で温かい保育ができるという利点と、あとは2歳までの19人までの定員という定義でよろしいのでしょうか。一応3歳からの保育園への移行が難しいというような、当初からそんな問題が出ておりましたけれども、これから国としてはこれも広げていきたいんだと思いますけれども、今後も利府町としてこの小規模保育にはこれからもある程度の力を入れていくのかどうか見解をお願いいたします。

遊具点検のほうはわかりました。砂場の砂の件も鈴木晴子議員からも出ておりましたけれども、子供たちの安全のためにこれからもしっかり点検していただきたいと思います。

それから、小学校の遊具のほうはどうぞ金額的なものを今後は入れていただきたいと思いますので、お願いいたします。

1点だけ再質問いたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 14番 遠藤議員の再質問にお答えします。

小規模保育の事業所の整備の事業の計画ということなのですが、今現在も3歳未満児の保育ニーズというのは高い状況にあります。子ども・子育て支援事業計画と、あと今後のそういった保育のニーズを見込みながら、必要に応じて保育所整備の小規模保育については誘致をしていきたいなというところで、待機児童の解消を図る意味では町としては考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 小規模保育は仙台ではある程度やっているところがあると思いますが、その成功例等をぜひこれからも研修していただいて、私はある程度3歳児からの保育園を探すのが難しいというのが大きな問題だとは思いますが、一般質問の中でも出ましたようにお母さん方のいろいろな心のケアもこの小規模保育のいいところだと思います。ですから、

ぜひ仙台のよい例などを当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 再々質問にお答えします。

現在、利府町内に小規模保育事業所が1施設あります。その事業所につきましてはよりよい保育ができるということで、保護者の方からも安心して預けられるというお言葉を受けていますので、そういったところと、あと仙台とか他市町村のものも見ながら、必要に応じながら保育所の整備については進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。10番 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それでは、26ページの2目の20節扶助費についてお伺いします。これ敬老祝金の中で今回55万円の減額になってはいますが、ことしから敬老祝金の金額が半分あるいは大幅に減ったということで、この間敬老の日段階で100歳以上は12名おられて、9月1日現在で100歳の方は2名と。そしてまた、年齢的には29年4月1日現在なのでその名簿を見る限り100歳以上の方が全部で12名いるということなんです、それで、現時点で9月1日段階では100歳の方は2名ということになっているんですが、その後何名ぐらいがなって、また、4月1日の基準ですから当然これから10万の方あるいは30万受けられる方があろうかと思うので、その辺のところでの見越しをとった中でのこの55万円の減額なのか、その辺をお聞きいたします。

それから、もう1点でございます。これは33ページ、6款3項2目の15節工事請負費ということで185万8,000円。船舶等放置禁止区域看板設置工事ということでございます。これは先ほどあった漁港の管理条例の全体的な改正ということに伴って看板を立てることだと思います。当然これは須賀、浜田ということだと思いますけれども、この辺について大体看板を立てる場合の大きさと、それから基数的なことがあったらちょっとお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問の敬老祝金についてでございますが、100歳の敬老祝金につきましては今年度4月から3月までで6名の方が該当となっております。現在3名の方が贈呈のほうを終了しまして、1月から3月の間にもう3名いらっしゃいます。その3名の中、1名の方が居住年数の関係で祝金ではなく記念品のみの方も1名の方がいらっしゃいます。そのような実績見込みのほうを見込んだ上での減額となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2問目について施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 鈴木忠美議員の御質問にお答えします。

放置等看板設置でございますが、大きさにつきましては現在検討中で、大体新聞紙を広げたくらいの大きさを予定しております。それで、浜田、須賀、それぞれに1基ずつ掲示するという計画でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今のお答えの中で3名の方がもう既にとということで、これからあと予定されるのが3名ということで、ぜひこの3名の方に行くように長生きをしていただきたいし、ぜひ、額は減りましたけれども、町長からの祝金ということで渡していただければ非常によろしいのかなと思います。ただ、まだことし始まったばかりで1回目なんですけれども、いただいてからの高齢者からの祝金の減ったことに対してのいろいろな反響などはどのように捉えているのでしょうか。

それと、こっちの看板のほうですけれども、今大きさについては検討中、新聞大だと、それから、須賀、浜田について各1基を予定しているということですが、浜田にしても須賀にしても1基で十分と考えているのでしょうか。やはりあの広さからすると、あの場所からすると、須賀は1カ所ぐらいでいいか。浜田であれば2基ぐらい必要と思われるし、また、大きさがまだ決まらないところで聞くのはあれですけれども、高さ的にはイメージ的にはどんな形を考えておりますか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度4月以降、77歳から100歳までの敬老祝金について改正いたしまして贈呈を行っているところでございます。今まで9月を基準に敬老祝金の贈呈をしたり、100歳の年齢を迎えた方に贈呈をいたしておりますが、特別改正になったことよっての御意見をいただいているというのではない状況でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 続いて、施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

高さでございますが、児童遊園に注意書きがあるような看板があると思うんですが、大体あの目の高さぐらいの高さを考えております。あと、浜田につきましてはプレジャーボート係留施設、あと漁船係留施設の2カ所を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。1番 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 2点お伺いいたします。

まず、36ページの9款1項2目15節の工事請負費ですけれども、ドクターヘリのランデブーポイントなんですが、中央公園と葉山運動場との御説明だったんですが、どのあたりにつくのかということと、1カ所につき1つの看板なのかという部分と、あと、いつごろつくのかというところをお聞きします。

あと2点目が、39ページの10款4項4目11節の需用費なんですが、修繕費ということで、どの部分の何を修繕するのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（郷家洋悦君） 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

それぞれの箇所に1基ずつか、いつつくるのかということでございますが、それぞれ1カ所ずつ考えてございます。ですから、2カ所ですので2基計画しております。あと、いつごろつくのかということでございますが、それにつきましては補正予算成立後発注という形になりますので、今年度設置の予定で考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2問目について生涯学習振興班長。

○生涯学習課生涯学習振興班長（鎌田光伸君） 鈴木晴子議員の質問にお答えいたします。

そちらの修繕費に関しましては、公民館のボイラーの修繕をしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ドクターヘリのランデブーポイントのほうで再質問させていただきます。

こちらなんですけれども、先ほどの漁港看板と同じように看板の大きさ、サイズのほうをお伺いしたいのと、県内いろいろなところにドクターヘリのランデブーポイントがついたんですが、同じものなのか、県内で決まった同じ規格のものなのか、利府町独自のものなのか、お伺

いたします。

あと、加瀬沼公園のほうも県のほうでつけるかと思うんですけれども、同じものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（郷家洋悦君） 再質問にお答えいたします。

まず大きさでございますが、防災のほうで今避難所とかに設置している避難所の看板ありますけれども、ああいった規模のものを設置したいと考えております。あと、表示の方法なんですけれども、県のほうからモデル案が示されてございます。それにのっとった形で掲載したいと考えてございます。

あと、県のほうの施設に関しましては、県のほうでつけるのかどうかはちょっと確認とれませんので、申しわけございませんが、今回町の施設だけということになっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） 1点お聞きします。債務負担行為の8ページです。ひとり暮らし老人等緊急通報業務というものがあるんですけれども、これの中身のほうをちょっと説明していただきたいんですが、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） 5番 安田議員の御質問にお答えいたします。

こちらの債務負担行為につきましては、現在も行っておりますひとり暮らしの老人等緊急通報システムの事業になっております。現在やっております事業のほうで機器も含め業務委託、あとは監視業務を実際運営委託しております。こちらの債務負担につきましては、今後機器も含めたサービスを提供されるような事業の内容のほうで事業を進めていきたいということで債務負担のほうの設定をしております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） その機器のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、今までこういった電話の通報システムを町で持っていて、それを貸し出していたと思うんですけれども、何か今回リースになるような話もちょっと聞いたんです。その辺のちょっと現状を町で何台持っていて何台貸し出しているとか、今回リース何台分ふやすとかという、そういうものがあるんであればお聞かせしてほしいんですが。

○議長（櫻井正人君） 長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） 再質問にお答えいたします。

現在、町のほうで今議員がおっしゃったとおり備品として所有しているものをひとり暮らしの世帯の方にお貸ししているような状態になっております。現在、11月末で設置している方が31軒になっております。その他、町で保有している部分につきましては数台の機器を保有はしております。ただし、この修理等、あとは新しい方がいらっしゃった場合に費用のほうを考えまして、機器も含めたリースのほうで、あとは監視業務、あと駆けつけ業務等を含んだ形のリースということで考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 中身のほうは理解いたしました。

それで、その機器のリースなんですけれども、年間何台とかと多分決まっているわけではないと思うんです。ですから、これは町民からの要望があったときは速やかにふやしていけるような、そういった方向性で考えているのか、ぜひそういう方向性で考えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） 御質問にお答えいたします。

今御質問のありましたとおり、現在31台設置しておりますので、31台の総数での契約ではなく、1台当たり幾らでサービスの提供をいただけるというような契約の方式を考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。3番 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 34ページ、お願いいたします。道路維持費の中の18節備品購入費125万8,000円減額になっておりますが、備品購入の中身となぜ減額になったか、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

こちらは備品、除雪機のトラックの前につけるバケットを購入したもので、減額になっているのは請負差額でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第87号平成28年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第88号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第10、議案第88号平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 2点です。8ページ、保険給付費についてです。一般被保険者療養給付費が当初16.8億円程度というのが2.7億円以上増加ということで、その要因、ちょっと当初の想定より大幅な増加なので、高い抗がん剤とか病気の流行とか、いろいろ考えられるんですけども、当局としてどう捉えているかの説明をお願いいたします。

また、戻りまして7ページの一番下です。財政調整基金繰入金2億5,000万円ということで、ほぼ全額先ほどの給付費の増のために貯金をほぼ全額おろすということになっていると。やむを得ない措置なんですけれども、その辺いずれ広域化するとはいえ、今後冬にインフルエンザの流行とか、そういったことがあった場合、危機的な状況、現在でも危機的な状況なんですけれども、今後の対応、基金がない中どう乗り越えていくのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保険年金班長。

○町民課保険年金班長（折笠ゆき江君） 11番 吉田議員にお答え申し上げます。

給付費のほうの増額でございますが、今年度に入りましてから8月ぐらいから各月、8、9、10と2,000万ぐらいずつの増額になってまいりました。その原因のほうなんですけれども、こ

ちらのほうの考えとしましては、今議員からお話があったように今話題となっている高額なC型肝炎の新薬、あとがんの特効薬を使われる方が多くなったのかなというところでちょっと分析をしていたところなんですが、がんの患者の方が余りいらっしゃらず、C型肝炎のものを使っていらっしゃる方が何人かいらっしゃいました。そのほかに考えられる要因としまして、特に脳疾患、心疾患、がんなどの手術、あと腰とか肩とか膝とかの整形のほうの手術も高額な額になっております。その方々がちょっと今回ふえてきているので、またあと冬期期間のインフルエンザ、風邪等の増額も見込んで今回増額補正とさせていただきます。

基金の繰り入れの件でございますが、こちらのほうもちょっとあわせて増額になったので取り崩しということで補正をさせていただいたんですけれども、この11月、12月の請求が若干下がってまいりました。通常の数額ぐらいのほうに戻ってまいりましたので、ちょうど補正予算を積算しているときには金額が上がり続けているときでしたので、補正の額も最大で見込んで補正したところなんです。この先予断は許しませんが、下がりつつあるので、今後3月の定例会のときには精査して減額補正をしていくような考えを持っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第88号平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第89号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第11、議案第89号平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第89号平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第90号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第12、議案第90号平成28年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第90号平成28年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第91号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第13、議案第91号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 4ページ、お願いいたします。

まず、整備費の中の設計業務委託なんですけど、過日一般質問でもありましたとおり現有敷地内での増設の検討ということで、そのほかはやらないということではないということによろしいのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。本来、毎年毎年需要がありますから、将来的な見込みも含めて検討すべきかと思うんですけども、今回はそこまでではないということによろしいのかをまずお尋ねいたします。

あと、2点目は積立金として基金に使用料のほうを積み立てているんですけども、一般会計から当初で6,000万円近く繰り入れをしているとやっているのをいずれ戻すと。いつ返済するのか、その辺の見込みをお尋ねします。

あと、3点目として、もうほぼ全部募集終わったんですけども、一部の区画で雨が降ると翌日水が流れてくるというようなことで、住民と、あと事業者も追加工事の必要性があるんじゃないかというような判断もしていたりするので、その辺の流入水対策とそういった不安の声にどう応えられるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 11番 吉田議員の御質問にお答えします。

まず設計業務でございますが、現行の土地利用を考えておりまして、現在購入しました土地の中で増設が可能な部分を探しまして設計業務を発注する予定でございます。

2点目の積立金でございますが、一般会計より繰り入れをしております約6,000万円ほどございますが、今年度全ての区画が完売いたしまして、現在本日付で最終納期となっております。そういったことから、今年度3月の補正において積立金を返すということで今計画しております。

3点目の一部区画で、区画墓地の部分ですが、水が出てきているというような現状がございます。雨が降った段階で山から流入水が流れ出ているというような現状でございますので、こ

れについても解消に向けてどういうことができるのか考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 1点目のところ、増設についてなんですけれども、今回現行の土地の中での利用ということでは理解しておりますが、本来だと毎年毎年数十区画欲しいという方が今後もふえてくると思いますので、そういったところのことはまだ全然考えていない、一般質問でもその点明らかになりませんでしたので、本来いろいろ調査をして将来的にも要望に応えられるような取り組み、検討が必要なんですけれども、そこまではまだいかないということよろしいのか、その点だけお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 吉田議員の再質問にお答えします。

今後の予定ということでございますが、現在購入しました土地利用ということで先ほどお話し申し上げましたが、今後のつくっていくのかという御質問でございますが、新設に当たりましては土地を購入しながら、長期の計画を立てながら墓地の増設について考えていくという必要がございますので、来年またすぐにつくるのかというのではなくて、今後アンケートなり、そういったものを持ちながら長期計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第91号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第92号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議案第92号平成28年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第92号平成28年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第93号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第93号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第93号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第94号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第94号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第94号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第95号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第17、議案第95号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第95号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第96号 財産の取得について

○議長（櫻井正人君） **日程第18、議案第96号財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第96号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第97号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井正人君） **日程第19、議案第97号指定管理者の指定について**を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、15番 渡辺幹雄君の退場を求めます。

〔15番 渡辺幹雄君 退場〕

○議長（櫻井正人君） 提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第97号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

15番 渡辺幹雄君は入場願います。

〔15番 渡辺幹雄君 入場〕

---

日程第20 議案第98号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井正人君） **日程第20、議案第98号指定管理者の指定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第98号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休 憩

---

午前11時12分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第99号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（櫻井正人君） 日程第21、議案第99号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより議案第99号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、15番 渡辺幹雄君、16番 郷右近隆夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。

投票は会議規則第78条の規定により、任命に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。

なお、白票の取り扱いは会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長 氏名を点呼〕

〔投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

15番 渡辺幹雄君、16番 郷右近隆夫君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数17票。うち有効投票17票。無効投票0票。

有効投票のうち、賛成17票、反対0票。

以上のおおり、賛成が多数です。したがって、議案第99号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

## 日程第22 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井正人君） **日程第22、議案第100号人権擁護委員候補者の推薦について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより議案第100号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

---

日程第23 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

○議長（櫻井正人君） **日程第23、発議第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）**を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、発議第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について説明申し上げます。

こちらにつきましては、最後のページの意見書（案）の読み上げをもちまして提案理由の説明とさせていただきますと思います。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会が果たすべき役割と責任が格段に重くなっております。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

なお、年金制度が65歳からの支給開始年齢となり、現在67歳からが検討されております。70歳からになることも予測されております。また、厚生年金制度であっても、今50歳以下の方は払い損世代になるというような時代でございますが、何分全国町村議会議長会及び宮城県町村

議会議長会からのお達しによる全国一斉の行動であるというところを御理解いただきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

吉田裕哉議員は自席へお願いします。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付いたします。

---

日程第24 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（櫻井正人君） **日程第24、請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書**を議題とします。

本請願の紹介議員から内容の説明を求めます。6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書。

請願者は塩釜地域社会保障推進協議会です。

請願の趣旨は、国においては社会保障・税の一体改革による社会保障の充実にかかわる施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の

保険料軽減特例措置の継続を求めた見直しを行うよう求め、国に対して意見書の提出を求めるものです。

請願理由。後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者とともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で平成20年度に創設されました。制度施行に当たっては激変緩和の観点から世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであります。

そのような中、社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子においては、軽減特例措置の実施から7年が経過し、後期高齢者医療制度に加入する場合に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例措置の対象となるほか、国民健康保険における軽減割合は最大7割となっていることなどの均衡を勘案し、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については段階的に縮小することとしたところであります。

しかし、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ急激な負担増となるものについてはきめ細かな激変緩和措置を講ずることとしていますが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、後期高齢者医療制度に関する要望書において低所得者に対する保険料軽減特例措置について、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は激変緩和措置を講ずることを求めています。

よって、国においては社会保障・税の一体改革による社会保障の充実にかかわる施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望し、請願とするものです。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書として、次のページに書いていますけれども、そこはあと皆さんで読んでいただいて、ぜひこの請願に賛同いただくようお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 以上で請願の説明を終わります。直ちに本請願の質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ちょっと団体及び紹介議員さんの認識を伺いたいんですけども、本来あくまで特例でありまして、それが10年続いているということでございます。そのかわりに誰かが負担しているという認識はお持ちなのかなど。公費負担という形で国民の税金でその分を負担しているというのが現状でございます。この特例を引き延ばして先送りして、現役世代、働いている方々の負担が、今もそうなんですけど、どんどんふえていっているんですけども、それをもっと続けろという認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君の答弁願います。

○6番（木村範雄君） この特例措置といいますか、後期高齢者医療制度、やはりずっと頑張りとお年寄りにも住みやすい日本にしていくためには必要な分だというふうに思っています。その負担をいつまでも現役世代に求めるのかということなんですけれども、本来消費税が導入されたときに社会福祉、社会保障に使っていくんだよということで消費税の分を制度を取り入れました。ですから、そのためにその分を丸々やはりきちっと国のほうで処理を決めたわけですから、やはりその分を戦後頑張ってきた私たちのお父さんたちが今やはりこれから生きていくときにきちっとやはり健康で住みやすくなるような医療制度も必要なんだということで、単に財政的な話だけで現役世代の負担ではなくて、きちっとやはり消費税の分を社会保障に回していくんだというところを国のほうには求めていきたいというふうに思っています。

○11番（吉田裕哉君） もう1回だけです。すると、消費税引き上げ賛成ということなんですか。もう一度同じようなことをお尋ねしたいんですけど、国民医療費41兆円のうち15兆円以上がこの75歳以上の方が占めていると。3割以上というような状況です。後期高齢者医療制度の中で保険料負担のうち4割を支援金という名目でほかの世代のほかの保険会計から負担している。利府町も国保会計の1割以上、4億円ぐらいこの後期高齢者医療制度に支援金として出していると。いろいろな事業者の健康保険組合がこの支援金の値上がりといいますか、激増によって赤字とか解散に追い込まれたりしていたというような歴史があります。

もう支える側の現役世代のほうは圧倒的に負担が多いということがちょっと余り広まっていないんですけども、その辺の認識はお持ちなのかどうか、また、今後団塊の世代の方、6年、7年後ぐらいからは二百何十万人と高齢者対象者がすごいふえると。その中でそれを支える者たち、私たちのほうの負担はふえていかざるを得ないんですけども、その辺をやはりもう少し当事者にもある程度負担していただくということは当然だと私は考えているんですけども、もう一度改めてお答えいただきたいと思います。

○6番（木村範雄君） 消費税増税に賛成なのか。消費税増税なんて、今消費税の制度が入っている中でその分を福祉に使っていくんだというのが一番最初の説明だったと思うんです。社会保障を引き上げるために8%、10%にするというのは間違いですよ。今のある消費税の中できちっと使っていく。財源はあるわけだから、その分をちゃんと社会福祉に使っていくんだという体制を国にやらせたいというふうに私は思っています。

あともう一つ、現役世代にやはり負担はあるのかということなんですけれども、やはりどうしても今の制度上そういう形になっていますけれども、もっともっと後期高齢者医療制度はやはり国保で一緒に一体でやっていた中で後期高齢者だけ、75歳以上を切り離してやったことによつてますますやはり会計制度が悪く見えてしまっている。本来は全体的に見ていけば、やはり小さい子供からお年寄りまでちゃんと健康で長生きしていくために健康的な対応もしていくし、その分はやはり守っていく制度が本来の医療制度だというふうに私は思っています。

ですから、今回後期高齢者だから、離れたから後期高齢者だけを単独でやるのではなくて、保険制度全体でやっていくことがやはり大事だと。それがやはりこれまで頑張ってきたお父さん、お母さんたちにもっと過ごしやすい日本、過ごしやすい利府町にしていくために頑張っていくんだというふうに私たちは思っています。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

木村議員は自席へお戻りください。

これより本請願の討論に入ります。討論ありませんか。11番 吉田裕哉君。最初に反対討論。

○11番（吉田裕哉君） 請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑でも申し上げましたとおり、これ以上現役世代に多くの負担を求めるといような請願の願意には正当性がないと考えますので、反対といたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。4番 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書の提出について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度においては施行当時から低所得者に対する保険料軽減特例措置が導入され、今日まで被保険者の負担軽減が図られてきました。が、昨年1月13日の社会保険制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、後期高齢者保険料軽減特例措置を平成29年から原則的に廃止するとされております。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会として昨年及び本年8月、現行の保険料軽減特例措置について平成29年以降も現状どおり継続する旨の意見を提出しております。本町としても同趣旨である意見書を提出し、現行の保険料軽減特例措置の継続を求めるべきと考え、賛成いたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

今回の後期高齢者医療の改定の内容につきましては木村議員が請願の提案説明で述べていますので省略いたしますが、次の1点だけつけ加えさせていただきます。

収入の高い高齢者の負担についてであります。世帯人数も少なく家のローンもなく子供の教育費もなく、なおかつ現役並みの所得を得ている高齢者は優遇措置をされているので応分の負担を求めるべきだという考えがありますが、そのしわ寄せが低所得の高齢者にはね返り、軽減特例措置を受けている約890万人、54%の人に影響を与えます。また、現役並みの所得の高齢者は医療費の窓口負担が3割負担であり、さらなる負担増は受診抑制をより一層ひどくして経済的困窮で手おくれ死亡事故などを招くおそれもあります。

最後に、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましても、昨年11月12日に後期高齢者医療制度に関する要望書において低所得者に対する保険料軽減特例措置について、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は激変緩和措置を講じること、このような要望書を厚生労働大臣に出しております。ぜひ請願に賛同し意見書を出していただくことをお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提

出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本請願を採択することに決定しました。

ここで意見書（案）の作成及び議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時38分 休憩

---

午後0時56分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第1 発議第3号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める意見書（案）

○議長（櫻井正人君） ただいま木村範雄君外2人から発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書。利府町議会議長櫻井正人殿。

提出者は私、賛成者は土村、安田、両議員です。

上記の議案を別紙のとおり、利府町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

後期高齢者医療制度の施行に当たっては、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであります。

そのような中、社会保険制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子においては、軽減特例措置の実施から7年が経過し、段階的に縮小することとしたところであります。

しかし、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとしていますが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

このような状況を踏まえ、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書を提出するものであります。

意見書の案であります。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）。

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で平成20年度に創設されました。制度施行に当たっては激変緩和の観点から世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであります。

そのような中、社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子においては、軽減特例措置の実施から7年が経過し、後期高齢者医療制度に加入する場合に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例措置の対象となるほか、国民健康保険における軽減割合は最大7割となっていることなどの均衡を勘案し、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については段階的に縮小することとしたところであります。

しかし、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ急激な負担増となるものについてはきめ細かな激変緩和措置を講ずることとしていますが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、後期高齢者医療制度に関する要望書において低所得者に対する保険料軽減特例措置について、高齢者の生活に影響を与える保険料

とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は激変緩和措置を講ずることを求めています。

よって、国においては社会保障・税の一体改革による社会保障の充実にかかわる施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見提出者。宮城県利府町議会議長櫻井正人。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣に提出したいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（櫻井正人君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 1点だけお尋ねいたします。

今現在、見直し案が厚生労働省のほうで出ておまして、今後それにのっとって国のほうで制度改正をしていくことになると思いますが、この請願、意見書を出すことによって結局広域連合も町もその国の案にのっとって可決、議決案件じゃなかったかな、施行されますとそれにのっとって制度改正を広域連合もやっていますし、町も徴収というような業務を担っていくんですけども、今回のこの請願ですと現在の国の見直し案も認められないというような考えでよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君の答弁をお願いします。

○6番（木村範雄君） 国のほうが進んでいるということは素直に認めていきたいと思えます。

特に住民税非課税世帯なんかは据え置きになっていますし、保険料については168万以下については当面据え置きになっていると。ただし、高額療養費等では3万7,000円未満で1万2,000円か2万4,600円というふうに、やはり低所得者でも引き上げになっているということもきちんと大事にしていきたいなというふうに思えます。

ただ、今の制度的にはその制度が来ればそれにのっとって当然後期高齢者も、また町もやっていかなければならないのはそうですけれども、やはり国にきちんと利府町の議会として意見を申していく、要望を伝えていくということが非常に大事なのかなというふうに思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

木村議員は自席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。11番 吉田裕哉君。最初に反対討論。

○11番（吉田裕哉君） 発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

先ほど請願の際にも申し上げましたけれども、特例軽減措置の継続はイコール現役世代の負担増を意味しており、世代間の格差を公平に保とうという本来の制度の趣旨を損なうものであるため、反対といたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に賛成討論。4番 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について賛成の立場で意見を述べます。

内容につきましては先ほど述べておりますが、本町としても現行の保険料軽減特例措置の継続を求め、後期高齢者への負担を軽減すべきと考え、賛成いたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付いたします。

○議長（櫻井正人君） 日程第25、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から所管事務調査した事件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の報告を受けることに決定しました。

総務財務常任委員長の発言を許します。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（吉岡伸二郎君） それでは、総務財務常任委員会調査報告を行います。

調査事件といたしましてデマンド交通についてであります。詳細につきましてはお手元の資料をごらんいただくといたしまして、3つの件につきまして課題及び意見、提言を申し上げます。

まず、1つ目といたしまして、利用者の現在の利便性の状況。

課題といたしまして、本町は昭和60年ころからの大規模住宅開発により30年間で人口が急激にふえ、その都度公共交通を見直ししながら体制を図ってきた。しかし、現在は人口の増加は緩やかになり、今後は微増から減少傾向となる統計が出ており、これからの少子高齢化社会に対応するべく、町の公共交通体系を大きく見直す時期が来ていると思われる。

利府町総合計画平成23年度－平成32年度によると、「町の住みやすさ」がおおむね80%と高い数値であった。一方、不満を感じる施策では、「安全で快適な道路網の整備」と「利便性のある公共交通の充実」の不満度が一番高い結果であった。自由意見でも公共交通に対する意見が数多く寄せられ、充実している状況とは言えず、主な交通手段に関してはほとんどの人が車を利用しており、公共交通の利用促進が図られていない現状である。

これに対して意見、提言。

現在の体制では対応できない地域についてデマンド交通の導入を視野に入れ検討していくべきである。デマンド交通を導入することにより地域間格差の解消、公共交通空白地域の解消が図られる。デマンド交通の導入について地域公共交通会議での協議、地元タクシー事業者との協議を進められたい。また、デマンド交通利用調査特別委員会を設置し、導入に向けた住民へ

のアンケート調査の実施を図られたい。特に高齢化率が高い東部地区においてはデマンド交通についての要望も多く、試験的な導入を検討してはどうかであります。

2つ目といたしまして、高齢化社会への対応について。

課題。全国的にも高齢化社会に対応する公共交通体制は喫緊の課題である。町の高齢化率は19.9%で、平成38年には26.5%になると予測され、高齢者人口は確実にふえる。最近では認知症が原因と疑われる交通事故が多発しており、今後運転免許の更新が厳格化されることが予想され、免許証を返納する人がふえることにより、公共交通への需要は高まると予想される。

意見、提言といたしまして、視察したどの自治体でも高齢者の移動手段の確保を課題として取り組んでいた。本町としても高齢化社会に対応できる体制を早急に構築すべきである。車の免許を手放そうと考えている人に対し安心してもらえる体制を整えることが必要ではないか。

最後、3つ目、公共交通の経費負担効率化についてであります。

課題。本町において現状ではバス利用者が若干ずつであるがふえているものの、赤字解消に至っておらず、町の赤字補填が必須である。運行経費が増大し、維持している状況である。今後、高齢化に伴いデマンド交通の導入を視野に入れ検討する場合、さらに町の財政負担がふえる懸念がある。

意見、提言。町の置かれた厳しい財政状況を考えると、運用コストがかかることから慎重な検討が必要であるが、国や県等の補助金を活用し事業を実施すべきと考える。金銭的な費用対効果だけではなく、住民の生活支援、高齢者福祉事業としての観点から事業に取り組むべきである。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（後藤 哲君） 産業建設常任委員会調査報告を申し上げます。

1 ページ目をごらんいただきます。

1、調査事件。利府梨の現状と課題について。

2、調査目的。本町の特産である利府梨は、近年の急激な都市化や栽培農家の高齢化に伴い、廃園する農家が増加傾向にあります。また、収益性が高い反面、栽培にかかる手間が多いことから、新規就農者が少なく、担い手不足が深刻化しております。そのような状況を踏まえ、町の支援や農協とのかかわりなど、利府梨の特産品としての存続を図るため、調査することといたしました。

3の調査経過からお目通し願えればと思います。5ページをお開きください。

5、課題及び意見。

（1）梨生産者に対する支援について。

①梨栽培農家の高齢化と後継者の育成、担い手不足。

課題。本町においても梨栽培生産者の高齢化や担い手不足により必要な栽培作業が適期に実施できなく、廃園する農家が増加傾向にある。梨農家に魅力を感じる若い世代が余り育たず、地元離れなどにより梨農家の中には後継者がなく遊休梨園が生じている。

意見、提言として、梨づくりが魅力のある職業や産業になるためには、生産者が目標とする所得の確立が必要である。そのため公益の農業団体が実施している新規就農から経営にかかわる相談・支援や農業大学校等での研修制度の活用、さらには栽培技術の取得に至るまでの総合的な支援の活用について、関係機関が一体となり積極的に指導すべきである。

6ページをお願いいたします。

②町の支援事業・支援体制について。

課題。花粉交配省力化事業、環境保全型農業推進事業の補助に取り組んでいるほか、町独自として利府梨品種更新拡大事業、利府梨新植支援事業の補助に取り組んでいるが、栽培農家数、栽培面積、収穫量、全て減少傾向にあります。

意見として、これまでの各種支援事業を維持するとともに、本町の梨栽培の維持及び減少向に歯どめをかけるため、補助率の増加も検討されたい。

7ページをお願いいたします。

（2）農地の利活用について。

①水田から梨園への転用。

課題。ここから全文読まさせていただきます。

梨栽培農家が激減している現在、特産利府梨という名称が死語になりつつあり、さまざまな支援が行われている。しかし、減少に歯どめをかけるまでには至っていないのが現状であります。元来、水稻一辺倒の本町農業に気候に左右されない補完作物として先人が梨を栽培し、町内全域に普及して、明治、大正を経て昭和40年をピークに年々減少の一途をたどっている。

減少の要因を考えてみると、担い手不足、1戸当たりの栽培面積が少ないため生計が立てられない等もあるが、梨は決して収益性の低い作物ではなく、むしろ経営安定面積を確保し、梨栽培単独で生計を立てられるまでにすべきである。だが、現在ある梨園は丘陵地に多く、園

地の規模を拡大するには造成等の大規模工事が必要となるため膨大な経費が伴い、難しさもある。

意見、提言として、我が町の特産物である梨を今後どのように存続かつ生産拡大に結びつけるかが緊急な課題であり、このままでは栽培者が減少し、この町から梨という文字がなくなるのも時間の問題である。

そこで、1戸当たりの栽培面積を拡大し、梨栽培で生計を立てられる方策として、水田を梨園に転用する取り組みが必要である。現に日本一の梨生産を誇る関東では水田を梨園に転用し、栽培面積を確保している。造成費も丘陵地と違い、埋め立て工事を中心としているため、出費も少ないと思われる。

瑞穂の国日本、水稲水田の重要性は強く認識しつつも、現在の稲作情勢を鑑み、大胆に発想の転換をして利府梨の振興に努めるため、この提言をより具体化、そして推奨すべきであると考える。

最後に、中間報告で利府梨のPRとお願いをいたしました。皆様に大変お世話になりましたが、おいしい梨を買いたくても品薄で買えなかった方もたくさんいたのではないのでしょうか。今後も皆様の御協力等によって生産拡大につながるよう切にお願い申し上げ、産業建設常任委員会の提言といたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育民生常任委員長の発言を許します。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（遠藤紀子君） 教育民生常任委員会の調査報告を申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、調査事件。認知症施策について。

2、調査目的。本町の高齢化率は現在県内では下から2番目に低いが、年々高齢化率が高くなることは確実である。このような状況を踏まえ、高齢者支援対策を実施している先進地自治体の認知症施策の取り組み状況や町内の認知症カフェ等を視察研修し、今後の本町の参考にすることを目的に調査いたしました。

3、調査経過でございますが、本町の保健福祉課から本町の現状の勉強会をいたしました。そのほか、埼玉県川越市、千葉県柏市の視察調査、また、町内の認知症カフェあるいはふれあいオープンスクール等を委員会として見学、参加いたしました。

4の調査結果でございますが、1ページから3ページまでは町内の認知症施策の現状を記し

ております。

4ページをお願いいたします。

4ページの5は視察研修、それから6に認知症カフェに参加した状況、それから7点目はしらかし台小学校のふれあいオープンスクールに参加した研修内容を記しております。

6ページをお願いいたします。

8といたしまして課題及び意見、提言を申し上げます。

教育民生常任委員会として平成28年3月定例会以降、12月定例会まで認知症施策の課題解決のため調査研究してきましたので、以下のとおり町に提言申し上げます。

1、課題。課題といたしまして4点挙げました。軽度認知障害、MC Iと申しますが、その対策。認知症カフェの運営について。認知症施策において地域に求めること。地域包括支援センター設置場所の検討。

意見、提言を申し上げます。

まず、軽度認知障害MC Iの対策。認知症の予備軍と言われる軽度認知障害と思われる人の中には運動、栄養、適切な治療、投薬等で重症に進まない場合もあります。しかし、町民にはその情報がほとんど周知されていないのが現状であります。

視察研修いたしました埼玉県川越市などでは、認知症に関する情報がパンフレットとして配布されたり、認知症のチェックシートを各戸に配付し、正しい知識の普及周知に努めておりました。本町としても軽度認知障害になっても重症化への予防につながるような取り組みを一刻も早く実施すべきであると提言いたします。

2点目の認知症カフェの運営についてでございます。参加いたしました感想としては、和やかな雰囲気でもとても好感が持てましたが、保健福祉センターが会場のため参加者は限られます。また、参加者の地域にばらつきがあるため、なじむまで時間がかかるという問題がございます。この認知症カフェは各地域の集会所等に開設していくべきであると考えます。

3点目、認知症施策において地域に求めること。各地域にはふれあいオープンスクール、老人会、各種サークルなどが活発に活動しております。現在、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員が現在そういった団体の把握をしているところであります。認知症予備軍の人にも集まれる場を強化することがこれからできるようになると思います。本町では人口規模が違うとはいえ、先進地の柏市のように集会所等を基軸としたサロン活動に対してきちんと予算をつけ、早く体制を整えるべきであると思います。また、地域間相互の情報交換をするための協

議会を設置したり、多数養成しております認知症サポーターの活用についても一考を要すと提言いたします。

最後に、地域包括支援センター設置場所の検討。2カ所目とされます地域包括支援センターでございますが、地域包括支援センターは高齢者の支援・相談の中心となる場所ではありますが、しらかし台団地の夢民館館地内に設置されました2番目の場所は交通手段が全く確保されておらず、対象地区の住民から不満が出ております。早急に町民バスや保健福祉センターのバスを利用することも含め、利便性を図るべきと考え、提言申し上げます。

以上の4点を課題を抽出いたしまして教育民生常任委員会としての意見、提言を申し上げます。以上でございます。

- 議長（櫻井正人君） これで、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査の報告の件を終わります。

---

日程第26 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の中間報告の件

- 議長（櫻井正人君） **日程第26、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の中間報告の件**を議題とします。

議員定数及び議員報酬等調査特別委員長から調査中の事件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議員定数及び議員報酬等調査特別委員長の発言を許します。特別委員長。

- 議員定数及び議員報酬等調査特別委員長（及川智善君） それでは、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

1 ページをごらんください。

1、調査事件ですが、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費の4項目であります。

3、調査活動ですが、記載のとおりことしの3月15日から11月25日まで8回にわたり委員会を開催いたしました。月1回のペースで委員会を開催してまいりました。

2ページをごらん願います。

4、委員の構成は記載の9名となっております。

5、調査概要となりますが、2ページから4ページにかけて4項目について調査内容をまとめました。

（1）の議員定数ですが、法定定数制度の時代から定数22人で長年推移してきましたが、平成18年9月に2人削減、そして、23年7月に2人削減という二度の条例改正を経て現在の18人になっております。調査としましては、各町村人口比、類似団体比較、常任委員会の設置数などにより議員定数のあり方を協議しました。

続いて（2）の議員報酬ですが、本町の議員報酬は平成8年10月に月額22万6,000円から3,000円引き上げられ、月額22万9,000円に条例改正して以来、20年間据え置きとなっている状況であります。調査としましては、県内町村比較、生活保障、議員活動実態調査などにより議員報酬のあり方を協議いたしました。

次に、（3）の費用弁償です。以前は月額2,000円であった費用弁償ですが、現在は月額400円となっており、各委員からは交通費として捉えれば400円の支給は住民に理解を得られ問題はないとの意見がありました。

次に、（4）の政務活動費です。政務活動費につきましては現在全国的に不祥事が相次いでいることから、金額だけではなく執行状況なども含めて慎重に協議いたしました。本町は月額1万5,000円ですが、視察研修や会報発行に有効に使用できるという意見など、現状維持という意見が多く見受けられました。

6、今後の予定ですが、先進地視察として12月に松島町議会、年が明けて1月には加美町議会を予定しており、その後は議会報告会の中で住民に説明し、9月定例会において委員会としての最終報告を予定しております。

最後に、7、まとめにつきましてはそのまま文章を全て読み上げたいと思います。

本町議会は開かれた議会、活性化した議会を目指すため、これまでさまざまな議会改革に取り組んできました。その一環として議員定数及び議員報酬等についても望ましいやり方を示す時期に来ており、専門的かつ一体的に調査する必要があることから本特別委員会を設置され、4つの調査事件について調査研究してきました。

委員会は月1回程度開催し、11月末まで8回の協議を重ね、その中で県内町村との比較、常任委員会の数、首長報酬との比較、活動実態など、さまざまな考え方、理論があり、委員個々の間でも同様にさまざまな意見が出されております。

10月末の委員会においては現時点、中間における委員会としての方向性を定めるため、調査事件である4項目について委員会討議を実施後、採決し、以下の結果となっております。議員定数は現状維持。議員報酬は増額すべき。費用弁償は現状維持。政務活動費も現状維持。

以上の結果はあくまで現時点での方向性であり、今後先進地視察の実施、さらなる調査研究を重ねることにより、町民に理解していただき、納得を得ることができる根拠を示すため、内容を精査していきたいと思っております。

現在、そして将来に向けて利府町議会の望ましいあり方を示すことができるよう、来年9月定例会の最終報告に向け、今後も委員会として調査研究していきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、中間報告とさせていただきます。

○議長（櫻井正人君） これで、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の中間報告の件を終わります。

---

#### 日程第27 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） **日程第27、委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長並びに議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年12月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦労さまでした。

午後1時33分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年12月9日

議 長

署名議員

署名議員